平成２９年（フ）第３４３号
高知市朝倉丙1170番地11
債務者　川上　英一
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皿田　幸憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４３号
大分県速見郡日出町大字豊岡4795番地１
債務者　藤井　隆利
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
沖縄県宜野湾市大謝名２丁目１番29号
債務者　平安座淳子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３２７号
函館市昭和４丁目３番27号
債務者　冨野治友己
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３２８号
函館市時任町23番15号
債務者　吉田　正樹
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３３０号
函館市桔梗１丁目６番12号　レジデンス桔梗101号室
債務者　浅水　　侑
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３３５号
函館市日吉町１丁目７番16号
債務者　石田貴美代（旧姓表野）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３３８号
函館市柏木町16番22号
債務者　久保坂一彦
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１６５６号
愛知県小牧市常普請２丁目200番地１
債務者　山田　弘子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０３号
福岡県築上郡築上町大字上別府1162番地１
コーポ築城101号
債務者　荒木佳世子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１６２６号
埼玉県朝霞市栄町２丁目６番４号　あおい荘202号室
債務者　林　　和子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
千葉県印旛郡酒々井町中央台１丁目９番11（アネックス酒々井103）
債務者　塩井　祐美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３３４号
千葉県印西市木刈５丁目13番地12
債務者　朴澤　光紀
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３４１号
千葉県富里市七栄647番地11、前住所千葉県匝瑳市八日市場イ83番地
債務者　間渕　博之
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３４４号
千葉県佐倉市上志津1645番地５　アークメゾン上志津103
債務者　井手　祐次
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３４７号
千葉県八街市八街は７番地148
債務者　髙橋　裕美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３５１号
千葉県四街道市四街道1474番地３（改良住宅Ｃ棟204号）
債務者　小峰　照男
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３６０号
千葉県四街道市四街道１丁目８番１－405号（丹上ビル）
債務者　福永　　圭
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部